

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町櫛原字扇谷奥山三九四番一ほか二〇六筆
- 二 取得予定面積 六一、七二一、〇九五・八四平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、六一、六二八、四五三・三四平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、七一一、四五九・三三平方メートル））
- 三 所有者 清水隆広ほか七名
- 四 取得予定金額 八九、一六三、八三八円
- 五 取得の方法 買収